

番号：130779

国名：モンゴル

担当部署：産業開発・公共政策部 行財政・金融課

案件名：PPP分野におけるSPCおよび政府関係機関の能力強化プロジェクト詳細計画策定調査
(PPPファイナンス)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：PPPファイナンス
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年9月中旬から2014年1月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1. 5M/M、現地 1. 4M/M、合計 2. 9M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	国内作業期間	現地業務期間	整理期間
10日	21日	10日	21日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月28日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付(JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - 1) 業務方針の的確性 6点
 - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
 - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - 1) 類似業務^{注1)}の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域^{注2)}での業務経験 8点
 - 3) 語学力^{注3)} 16点
 - 4) その他学位、資格等^{注4)} 16点
- (計100点)

注1) 類似業務：PPPに係る各種調査

注2) 対象国/類似地域：モンゴル/全世界

注3) 語学の種類：英語

注4) ファイナンスのバックグラウンドがあることが望ましい

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

(1) モンゴルは、近年、豊富な鉱物資源の開発に伴う資本の流入や石炭・銅の国際市況により、経済成長の良好な実績を示した。具体的には、2011年のGDP成長率は17.5%を達成し、2012年は鉱業セクターのパフォーマンスが落ち込む中、農業セクター、建設、運輸交通セクターなどの非鉱業セクターが経済成長を支え、モンゴル全体では12.3%の成長率を達成した。

(2) こうした中、今後モンゴルが経済成長を持続させるための開発課題の一つとして、インフ

ラ開発が挙げられる。モンゴル経済の主力の一つである鉱物資源開発に関連する電力、水供給、輸送関連のインフラ開発の膨大なニーズが存在する。加えて、農村から都市への人口移動はウランバートル市など限られた都市に偏っており（注）、社会主義時代に建設されたインフラの老朽化が進む中、ウランバートル市の急速な膨張は水道、電気等の都市ユーティリティ関連インフラに対し過度の負担を与えており、その点でもモンゴルには膨大なインフラ整備ニーズが存在する。しかしながら、政府の自己資金や ODA だけでは、必要な膨大な資金を賄いきれない状況にある。

（注）ウランバートル市の平均人口増加率は、国全体の平均の約 3 倍（2003 年から 2006 年までの平均で 3.6%）に及ぶ。

（3）こうした状況を受け、2009 年、モンゴル政府は民間資金を活用した Public-Private Partnership (PPP) スキームによるインフラ整備を推進する方針を打ち出した。さらに 2010 年 1 月、コンセッション法を制定した（同年 7 月に施行）。同年 5 月、国有財産委員会（SPC）に官民連携コンセッション局を設置し、同局は関係機関に対して PPP プロジェクト開始に係る助言及び支援を行うとともに、PPP プロジェクトの入札の実施、交渉、コンセッション契約のドラフトの作成、プロジェクト関連の書類やコンセッション期間中の PPP プロジェクトのモニタリングを担当することとなった。また、同年 7 月には PPP プロジェクトのコンセッションリストが閣議で承認され、これまでにモンゴル国政府は 4 件のコンセッション契約を締結している。2011 年に策定された 2012～2016 年の政府改革アクションプラン（Action Plan of the Reform Government to be implemented through the Years 2012 - 2016）でも、優先課題の一つとして PPP への取り組みを新たなレベルに発展させることが明記されている。

（4）しかしながら、モンゴルにおける PPP の歴史は浅く、依然として制度・政策面の整備が不十分であるとともに、人材・知識・経験等が不足しているのが現状である。2011 年にアジア開発銀行が取り纏めた「Evaluating the environment for public-private partnership in Asia-Pacific: The 2011 Infrascope」は、2010 年に施行されたコンセッション法及び民法や外国投資法などの関連法令は法律や経済環境の変化による損害に対する補償は規定している一方、官民リスクシェアリングに関する規定がないなど制度面の不備を指摘している。また、PPP 候補案件の選定、コンセッション案に対する政府の信用保証や税制面の優遇措置に関する規定はあるが、実際に PPP 候補案件に対する投資・ファイナンス分析やリスク分析が十分に行われているか懸念を示している。実際、2011 年 5 月に世銀 Public-Private Infrastructure Advisory Facility (PPIAF) が取り纏めた「Mongolia: Strategy for Public-Private Partnerships」によれば、ロングリストに記載されている 121 の候補案件のうち、収入源が明確になっているものは 9 件にとどまる。

（5）こうした中、2012 年 3 月、SPC は JICA が実施したモンゴル PPP に関する本邦研修に参加した。同年 4 月には SPC はモンゴル国内で JICA と PPP セミナーを開催し、効果的だったことから、更なる能力強化のために本要請に至った。（注：その後、モンゴル政府部内の所掌変更により、コンセッション法の所管が SPC から新設の経済開発省イノベーション PPP 局に移管された。既出の ADB レポートは同局の PPP に係る基礎知識及び実務能力の不足を指摘している。）

（6）なお、現在モンゴル政府は資源を中心にモンゴルの権益を守る方向で経済関係の法等を見直す考えを有している。また、財政状況に関連して、2010 年 6 月に制定された財政安定化法は 2013 年以降 GDP 比 2%以下と定めているが、2012 年度予算の過大な歳入推計と 2012 年歳出圧力により、モンゴル政府の財政赤字は対 GDP 比で 8.4%を記録し、過去 13 年間で最も高い水準に達している。2012 年のモンゴル開発銀行とチングス債発行による 20 億ドル超（対 GDP 比 20%に相当）の対外借り入れの結果、公的債務の急増が将来のリスク要因ともなっている。こうした中で、PPP を含む公共投資の質の向上の重要性が増している。

（7）今回実施する詳細計画策定調査は、2013 年度内の技術協力プロジェクト開始を念頭に、プロジェクトの詳細活動計画（案）についてモンゴル側カウンターパート機関と協議・合意し、その内容をミニッツ（M/M）として取り纏め、署名・交換することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2013年9月中旬～下旬）

- 1) 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、モンゴル側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- 2) プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- 3) モンゴルの経済状況及び経済関連法の現状を把握し、その課題について分析し、事前情報としてとりまとめる。
- 4) 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2013年9月下旬～10月中旬）¹

- 1) JICAモンゴル事務所等との打合せに参加する。
- 2) モンゴル関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- 3) 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) モンゴルにおけるPPPインフラ事業の現状を分析する。
 - a. 経済関係法、インフラ開発の現状、関連政策及びPPPの位置づけ
 - b. モンゴルPPPの投資環境
 - ・ PPPにおける官民リスクシェアリングを含む基本理解
 - ・ PPP関連政策
 - ・ 法制度・規制
 - ・ 実施体制（含：関係機関の種類・役割分担、バックグラウンドを含む人材配置状況、予算）
 - ・ 金融スキーム（長期金融、出融資、信用保証等）
 - ・ 利用可能なデータ及び資料の種類
 - ・ 主要ステークホルダーのキャパシティアセスメント²等
 - c. PPP候補案件の状況³及びPPP案件形成の現状及びファシリティの有無
 - d. 既存のPPP案件の現状
 - e. ボトルネック要因及びリスク分析（含：リスクコントロール策）
 - イ) 二国間及び多国間のドナー及び投融資機関（DFIs）の活動状況及び協働可能性の検討：特にADBが実施中の技術協力の活動状況（参考資料4を参照のこと。）
- 4) JICA技術協力プロジェクトの枠組み（案）の選択肢を取り纏め、JICAモンゴル事務所と協議の上、モンゴル側C/P機関の意見を聴取する。
- 5) モンゴル経済開発省イノベーション・PPP局関係者等を対象とするセミナーでモンゴルPPP市場の有望性と展望（仮題）に関するプレゼンテーションを行う。（注：使用言語は英語、配布資料は英語で作成し、JICAモンゴル事務所で翻訳作業を行う。本セミナーには日本側から有識者が参加する可能性あり。その場合の人選及び旅行手配、セミナー準備はJICA側で行う。）

¹ JICA本部の団員が現地調査期間の前半部分に参加する予定。

² キャパシティアセスメントのイメージは、ヒアリングを通じてモンゴルPPPのステークホルダー別に誰のどのようなキャパシティが何のためにどの程度強化されるべきかマトリックスに纏める作業を指す。

³ 参考資料3に2011年時点でのPPP候補案件のロングリストが掲載されているので参照のこと。また、実際の調査時はJICA側より、その時点で入手できていれば最新のリストを提供予定。

- 6) 担当分野に係る現地調査結果をJICAモンゴル事務所等に報告する。
- (3) 第2次国内作業期間（2013年10月下旬～11月中旬）
 - 1) 現地調査結果に基づき、産業開発・公共政策部行財政・金融課等に報告し、第2次現地調査期間の計画（案）を立案する。併せて、JICA技術協力プロジェクトの枠組み（案）の修正作業を行う。
 - 2) プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
 - 3) 第2次現地調査に係る対処方針会議等に参加する。
 - (4) 第2次現地派遣期間（2013年11月中旬～12月上旬）
 - 1) JICAモンゴル事務所等との打合せに参加する。
 - 2) モンゴル関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - 3) 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) モンゴルにおけるPPPインフラ事業の現状を追加の情報収集・分析を行う。
 - イ) プロジェクトのPDM案、PO案、M/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。
 - 4) 担当分野に係る現地調査結果をJICAモンゴル事務所等に報告する。
 - (5) 帰国後整理期間（2013年12月中旬～1月中旬）
 - 1) 事業事前評価表（案）作成に協力する。
 - 2) PDM（案）、PO（案）、R/D（Record of Discussions）案及びM/M案の作成に協力する。
 - 3) 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - 4) 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。
 - 5) 調査結果に基づき、JICAが東京で開催するモンゴルPPP市場の有望性と展望に関するセミナーにおいて講師をつとめる。（注：使用言語は日本語、配布資料は日本語で作成する。セミナーの会場借り上げ、配布資料コピーの開催企画・準備はJICA側で行う。）

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給する（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載願います）。
- (2) 臨時会計役の委嘱
特になし。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- 1) 現地業務日程

現地派遣期間は現時点では2013年9月29日～10月19日及び11月17日～12月7日を想定している。

当機構の調査団員は第1次現地調査においては、本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、1週間程度、本業務従事者の調査に参加し、第2次現地調査においては、

最後の1～2週間参加し、その後、本業務従事者とともに現地調査を終える予定。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間あり。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。⁴

- a) 総括 (JICA)
- b) PPPファイナンス (JICA)
- c) 評価分析 * 第2次現地調査のみ。別途公示予定。
- d) 協力企画 (JICA)

3) 便宜供与内容

JICAモンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舍手配
あり
- ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- ④ 通訳備上
あり
- ⑤ 現地日程のアレンジ
機構にてアレンジ。
- ⑥ 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、以下のウェブサイト（当機構外）で公開されています。

【参考資料1】世銀「Mongolia Economic Update April 2013」

<http://www.worldbank.org/en/news/feature/2013/04/30/mongolia-economic-update-april-2013>

【参考資料2】アジア開発銀行「Evaluating the Environment for Public-Private Partnerships in Asia-Pacific: The 2011 Infrascopes」

<http://www.adb.org/publications/evaluating-environment-public-private-partnerships-asia-pacific-2011-infrascopes>

【参考資料3】世銀PPIAF「Mongolia: Strategy for Public-Private Partnerships」

http://www.ppiaf.org/sites/ppiaf.org/files/publication/Mongolia_Strategy_for_PPP.pdf

【参考資料4】アジア開発銀行「Mongolia: Developing a Conducive Environment for Public-Private Partnerships」

<http://www.adb.org/projects/documents/developing-conducive-environment-public-private-partnerships-tar>

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度なので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする（冒頭留意事項参照）。
- 2) モンゴル国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAモンゴル事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じる。

⁴ 既出のとおり、第1次及び第2次現地調査時に日本より有識者が参加する可能性あり。その場合の人選、旅行手配等は基本的にはJICA側で行う。